

第19回医療経済実態調査 結果報告に関する分析

平成25年11月20日

健康保険組合連合会

目次

主な分析結果.....	1
本分析における主なデータの出典と用語.....	2
I 損益差額率の経年比較	
1. 医療機関別・開設者別 損益差額率の経年変化(H21～24年度).....	3
2. 医療機関別の分析	
(1) 一般病院	
① 機能別 損益差額率の経年変化(H21～24年度).....	4
② DPC病院の開設者別 損益差額率の経年変化(H23～24年度).....	5
③ 病床規模別 損益差額率の経年変化(H23～24年度).....	6
(2) 一般診療所	
① 開設者別・有床無床別 損益差額率の経年変化(H21～24年度).....	7
② 開設者別・主たる診療科別 損益差額率の経年変化(H21～24年度).....	8
③ 収益規模別 損益差額率の経年変化(H23～24年度).....	9

II 費用構造、付加価値額・率、労働分配率の比較

1. 医療機関別・開設者別 医業・介護費用の構成比率と損益差額率(H24 年度).....	10
2. 付加価値額・率	
(1) 一般病院・開設者別 常勤医療従事者 1 人あたり付加価値額・率(H23～24 年度)	11
(2) 一般診療所(全体)・主たる診療科別 常勤医療従事者 1 人あたり付加価値額・率(H24 年度)	12
3. 労働分配率	
(1) 医療機関別・開設者別 労働分配率の経年変化(H21～24 年度).....	13
4. 医師給与の比較	
(1) 一般病院病院長(開設者別)と一般診療所院長の平均年収比較(H21～24 年度).....	14
(2) 一般診療所院長(医療法人)と一般病院の主な医療従事者の平均年収比較(H21～24 年度)	15

III 次回調査に向けた意見..... 16

IV 参考資料

1. 概算医療費の長期推移(H12 年度=100 とした場合の指数の推移。H12～24 年度。).....	17
2. 一般病院 開設者別 総損益差額率の経年変化(H21～24 年度).....	18
3. 一般病院の医療法人と公立病院の経営指標比較(H24 年度).....	19

V 注釈.....20

主な分析結果

【全体の損益差額率】

- 一般診療所、歯科診療所及び保険薬局の経営状況は、継続して黒字であり、安定している。
- 一般病院も国公立、社会保険関係法人を除いて黒字を確保している。

【一般病院の損益差額率】

- 療養病床60%以上の病院は安定して黒字を確保している。
- 病床規模別にみると、50～200床未満の中小規模病院は過去3年間黒字となっている。また、公立病院を除いた場合は、全ての病床規模区分において安定した黒字であり、500床以上でも損益は3%を超えている。
- 全体では赤字が続いているが、回答に占める公立病院の構成比が実際の全国施設数における構成比よりも高いため、その影響を補正すると全体として黒字である可能性が高い（公立病院は赤字が多いため。医療施設動態調査の開設者別施設数で単純に加重平均し直すと全体で黒字となる）。

【公立病院の経営状況】

- 損益差額率は改善傾向が見られるものの赤字が続いている。但し、補助金等を加えた総損益差額は黒字となっている。
- 赤字の要因を医療法人と比較すると以下の点が考えられる。
 - 100床当たりの常勤医療従事者が多く（特に常勤医師・看護職員は医療法人のそれぞれ2倍、1.5倍）、医師1人当たりの収益が医療法人より2割強少ない。
 - 収益に占める医薬品・材料・委託費の割合が高い。
 - 看護師・医療技術員・事務職の給与単価が高い。

【一般診療所の損益差額率】

- 開設者別、および有床・無床別のいずれにおいても、安定して黒字を確保している。
- 診療科別に見ても、すべての診療科で黒字であり、特に眼科、皮膚科、小児科などが高い傾向にある。

【医師の年収等】

- 院長の年収は、一般病院院長、一般診療所院長とも概ね増加傾向を示している。
- 特に医療法人の有床診療所院長のH24年度の平均年収は、H21年度に比べ約13%増の3,340万円で最も高い。
- 一般病院の医師の平均年収は、H21年度から増加している一方で、一般病院の看護職員や医療技術員の平均年収は減少している。

【歯科診療所、保険薬局の損益差額率】

- 歯科診療所および調剤薬局は、横ばいであるが安定して黒字を確保している。

本分析における主なデータの出典と用語

【データ】

- 病院については、医業・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関を集計したデータ(集計1)を使用している。
- 病院以外については、調査に回答した全ての医療機関等を集計したデータ(集計2)を使用している。
- 一部のデータについては、厚労省と調整の上使用している。

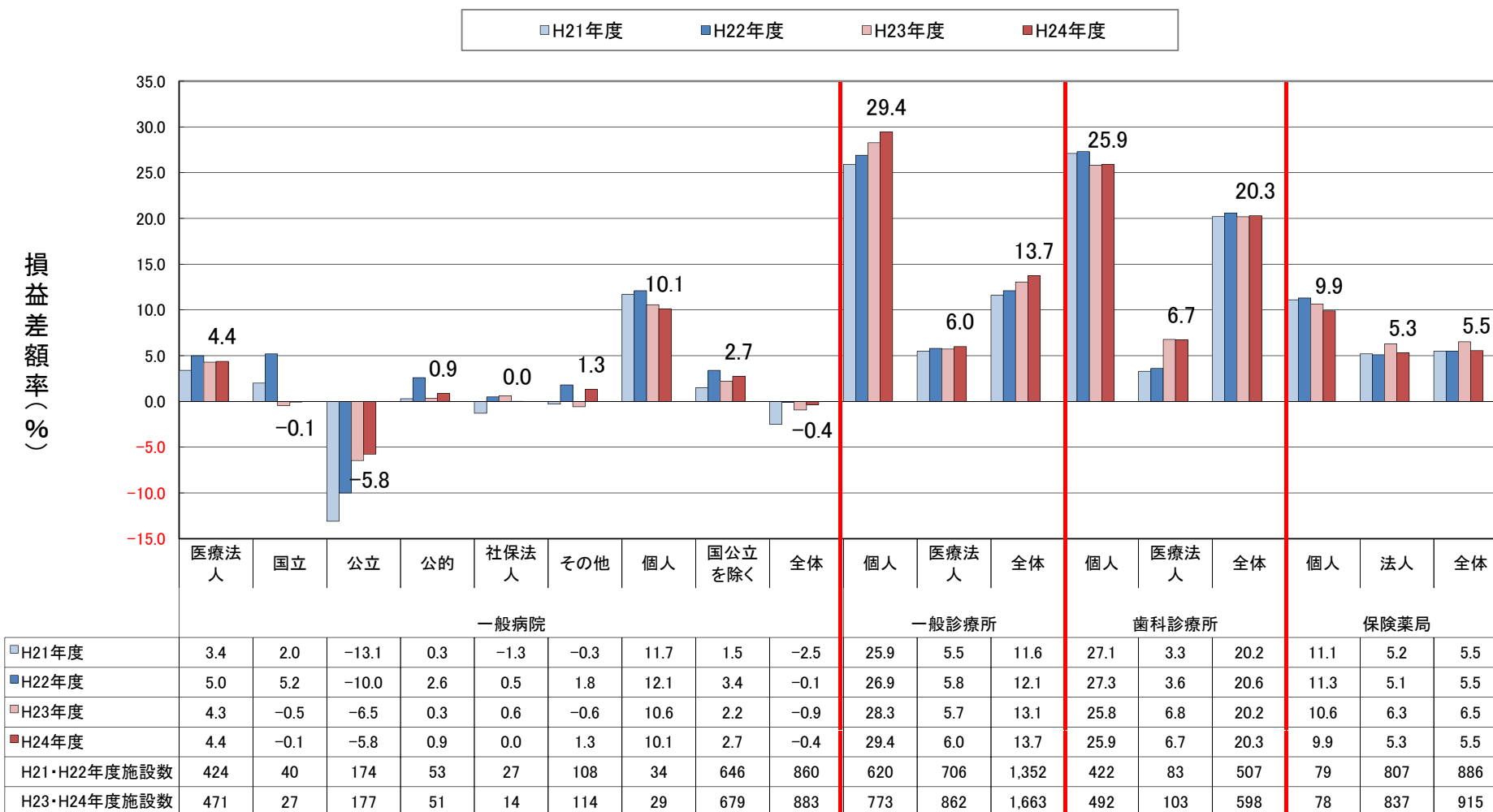
【用語】

- 一般診療所の「有床」とは入院収益のある診療所、「無床」とは入院収益のない診療所と定義した。入院収益のない診療所の中には有床診療所として登録されているものも少数あるが、結果報告データでは参考値となっているため、本分析では入院収益のある診療所のみを「有床」として扱う。
- 収益を、医業収益・介護収益(保険薬局は収益)の合計額と定義した。
- 損益差額率は、損益差額を収益で除した値と定義した。
- 材料費は、診療材料費・医療消耗器具備品費(歯科の場合は歯科材料費)および給食用材料費の合計と定義した。
- 年収は、給料(年額)と賞与を合計した金額と定義した。
- 付加価値額は、収益から、医薬品費、材料費、委託費を差し引いた額と定義した(付加価値額は自組織で生み出した価値であり、給与や利益の原資となる。本分析では、売上高から外部購入価値(例:材料費、外注費等)を引く控除方式で算出した。医療経済実態調査では支払利息や賃借料等が不明なため、財務省や経産省、等の公的統計に使われる加算方式では算出できない。従って、各種公的統計における他産業の付加価値額・率と本分析の値を直接比較するのは適当ではなく、本分析内での比較に留めるべきである)。
- 労働分配率は、付加価値額に占める給与費の割合と定義した。
- 変動費とは、費用の中で収益の増減に比例して増減する費用を指し、本分析では医薬品費と材料費の合計とした。
- 固定費とは、費用の中で収益の増減にかかわらず発生している人件費、減価償却費などであり、本分析では医薬品費と材料費を除く費用の合計とした。
- 損益分岐点収益は、収益と医業・介護費用の額が均衡する収益の規模で、 $\text{固定費} \div (1 - (\text{変動費} \div \text{収益}))$ の計算式で算出している。

※上記以外は末尾の注釈を参照のこと。

I 損益差額率の経年比較

1. 医療機関別・開設者別 損益差額率の経年変化(H21～24年度)

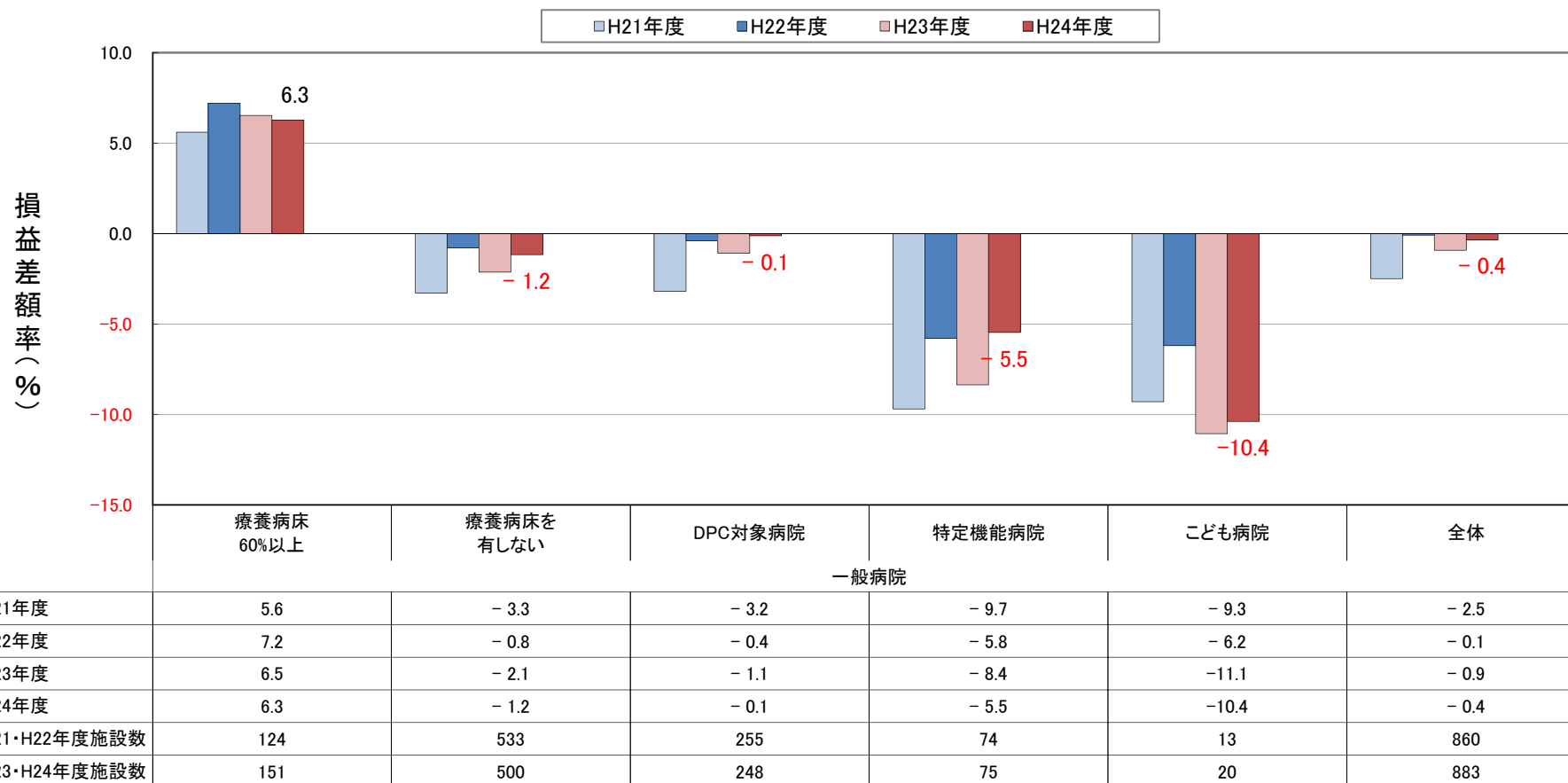


- 一般病院については国公立を除いて安定的な黒字が続いている。
- 国立については前回調査分に比べ約5ポイント減少しているが、今回の調査対象施設数が比較的少数であったため、抽出対象となった施設の特性や外れ値等の影響を受けている可能性がある。公立については年々損益差額率が改善してきており、補助金を加えた総損益差額率は黒字(2.7%)となる。
- 一般診療所・歯科診療所・保険薬局は黒字が安定的に続いており、特に一般診療所(個人)は毎年黒字が増加している。
- 歯科診療所・保険薬局は安定的に黒字が続いている。

2. 医療機関別の分析

(1) 一般病院

①機能別 損益差額率の経年変化(H21～24年度)

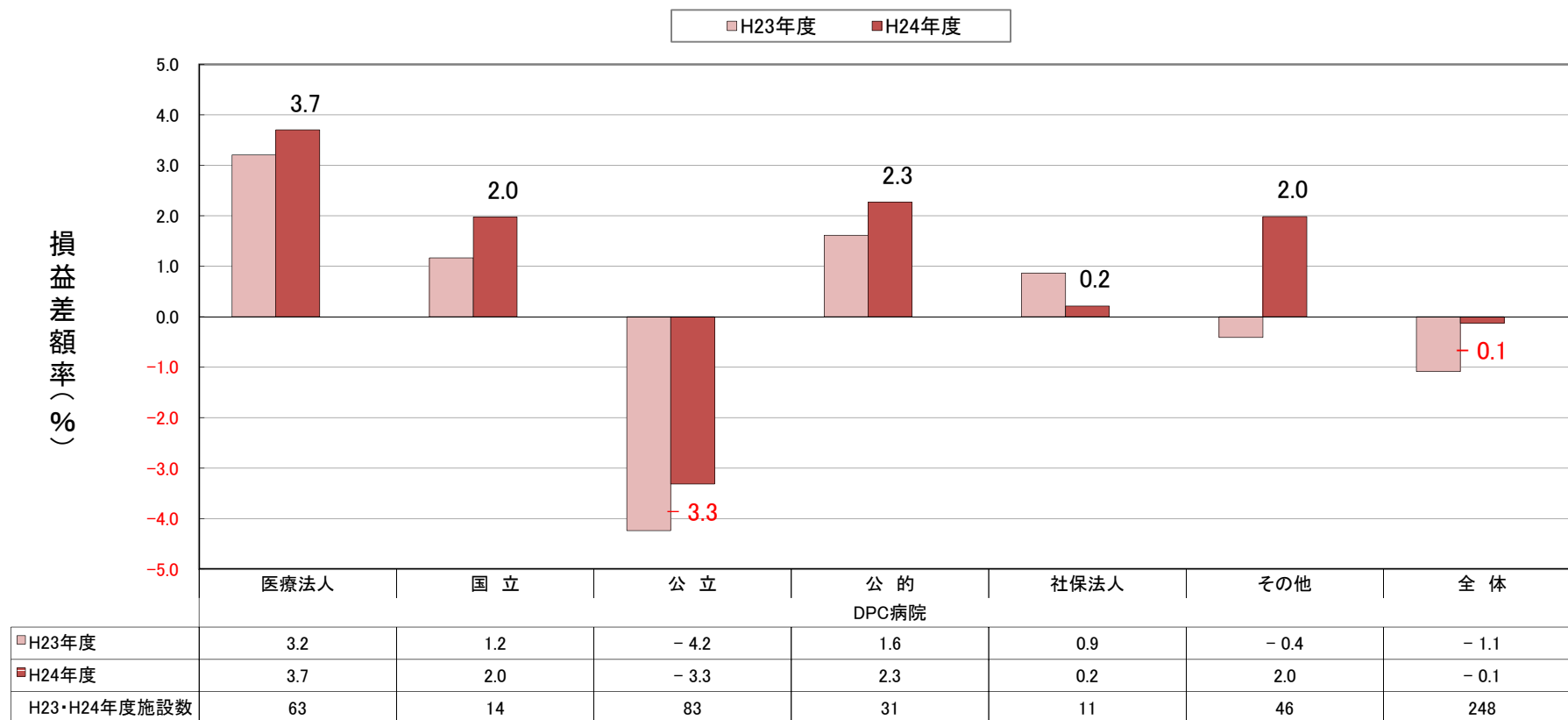


○機能別に損益差額率を見た場合、療養病床60%以上の一般病院においては損益差額率が高く、特定機能病院やこども病院が低いという結果になった。

2. 医療機関別の分析

(1)一般病院

②DPC病院の開設者別 損益差額率の経年変化(H23～24年度)



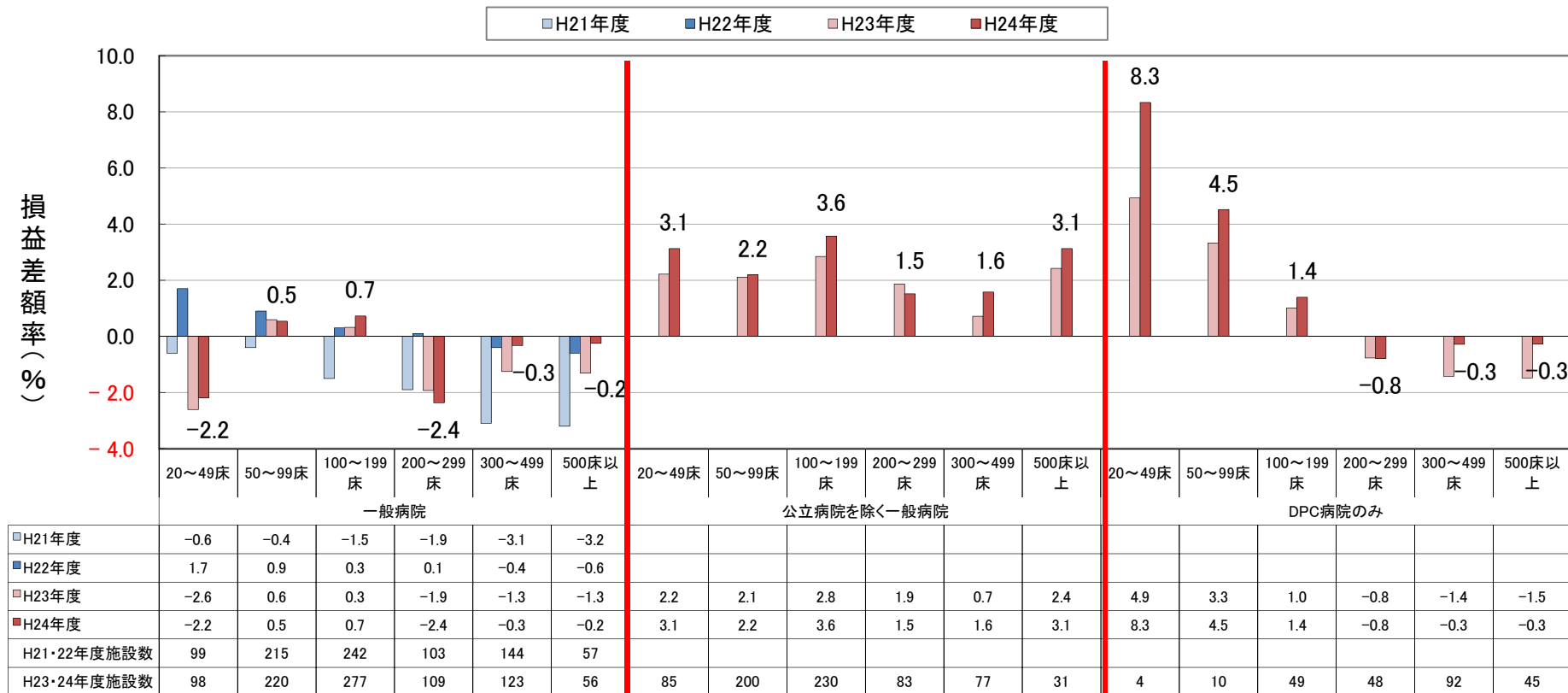
○DPC病院の損益差額率を見ると、公立を除いては黒字である。
 ○また、調査施設数の少ない社保法人を除き、各設立主体において損益差額率が上昇している。

注)1. H22年度以前の年次データは無い。

2. 医療機関別の分析

(1) 一般病院

③病床規模別 損益差額率の経年変化(H23～24年度)



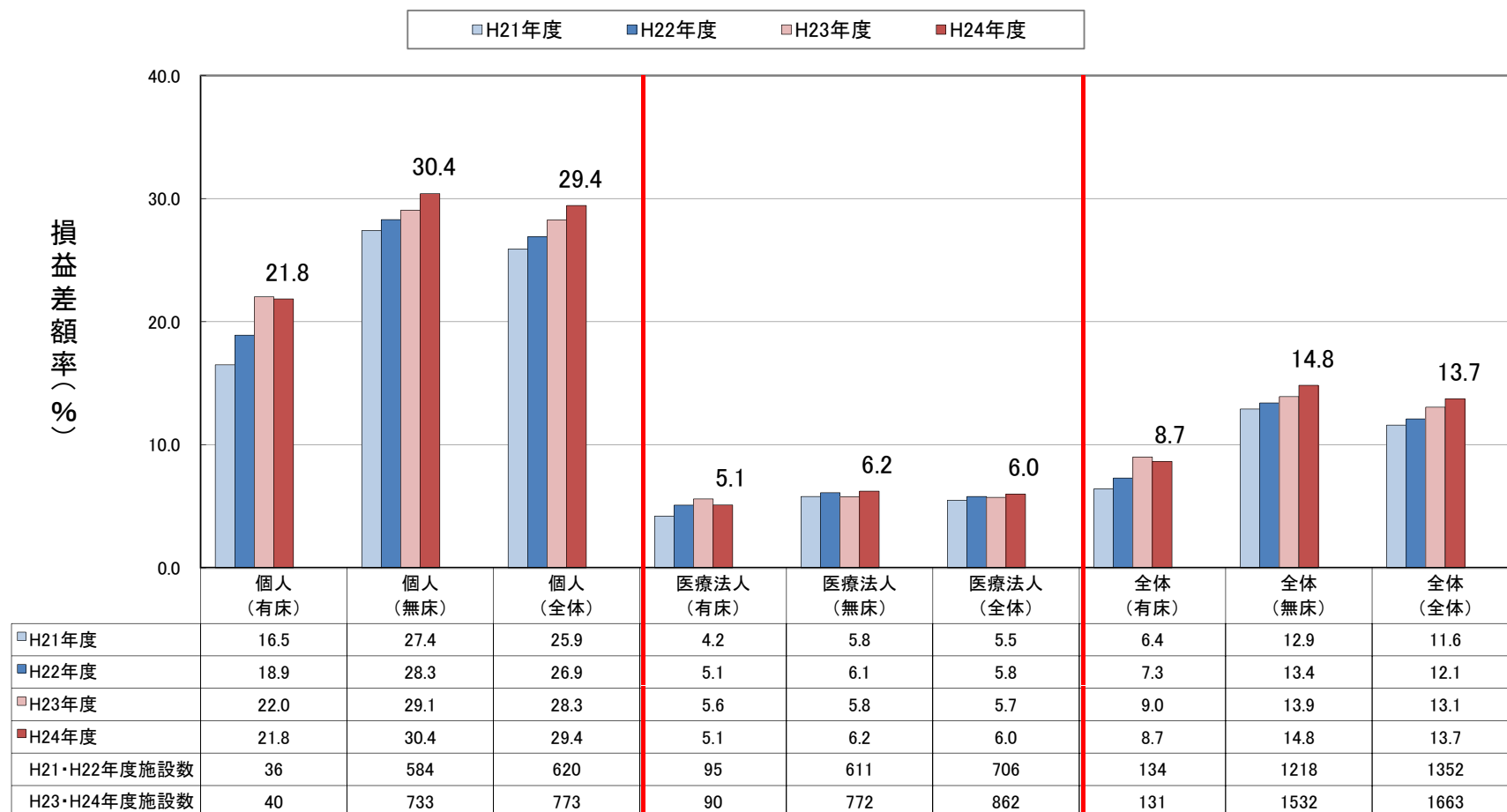
○病床規模別の損益差額率については、一般病院で黒字なのは50床～199床の中小規模病院である。
 ○一般病院については、公立を除いて損益差額率をみると全ての病床規模区分において安定した黒字であり、100床から199床の中小規模病院が最も高い損益であるとともに、500床以上でも損益は3%を超える。
 ○なお、やや施設数は少ないため確定的なことは言えないが、DPC病院については病床規模区分が小さい方が損益差額率が高いという傾向がある。

注)1. DPC病院についてはH22年度以前の病床規模別の年次データは無い。

2. 医療機関別の分析

(2) 一般診療所

①開設者別・有床無床別 損益差額率の経年変化(H21～24年度)



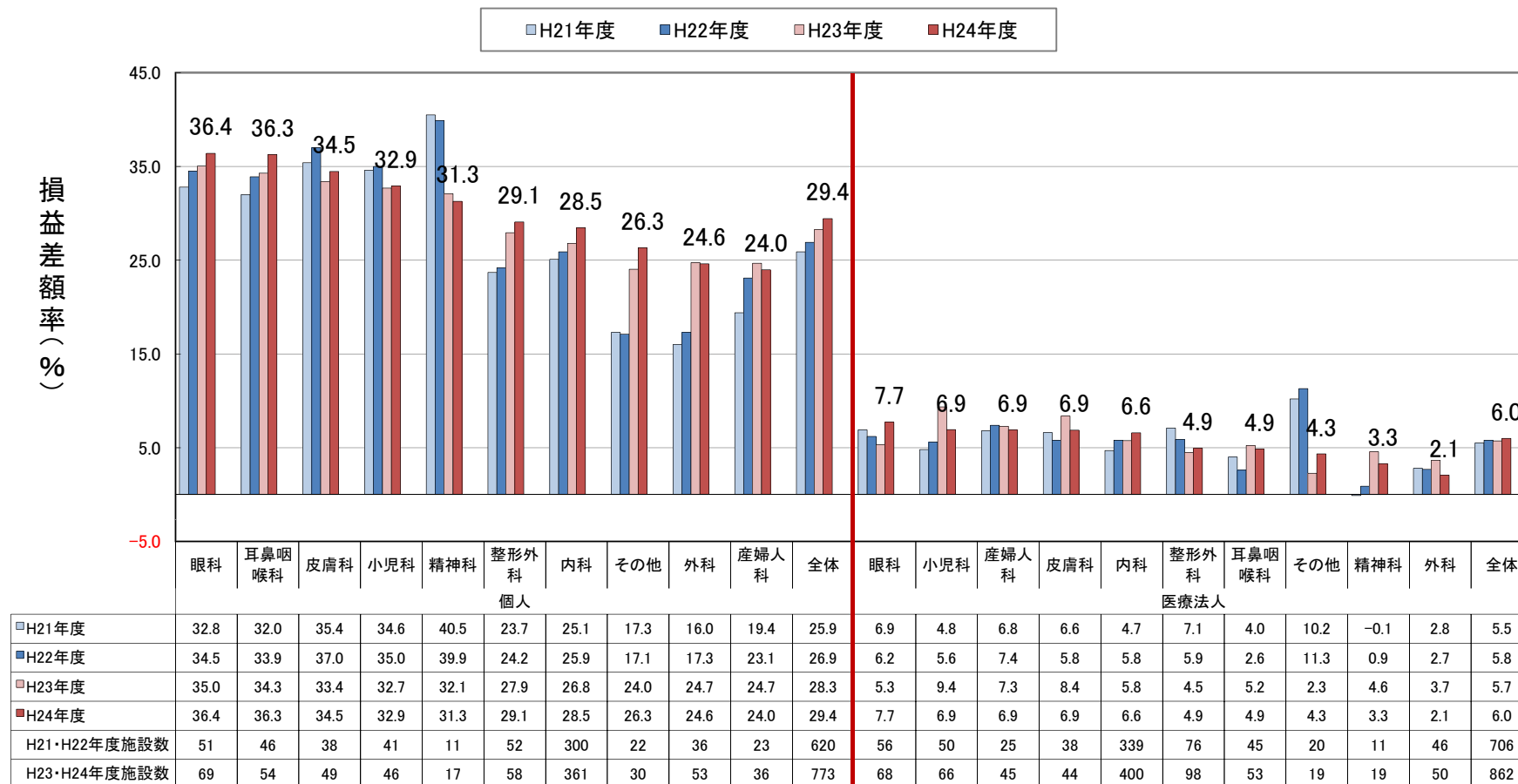
○一般診療所では開設者別、有床・無床別とも黒字が続いている。

○特に、個人立については有床・無床ともに損益差額率の伸びが大きく、個人立の有床についてはH21年度から5.3ポイント伸びている。

2. 医療機関別の分析

(2)一般診療所

②開設者別・主たる診療科別 損益差額率の経年変化(H21～24年度)

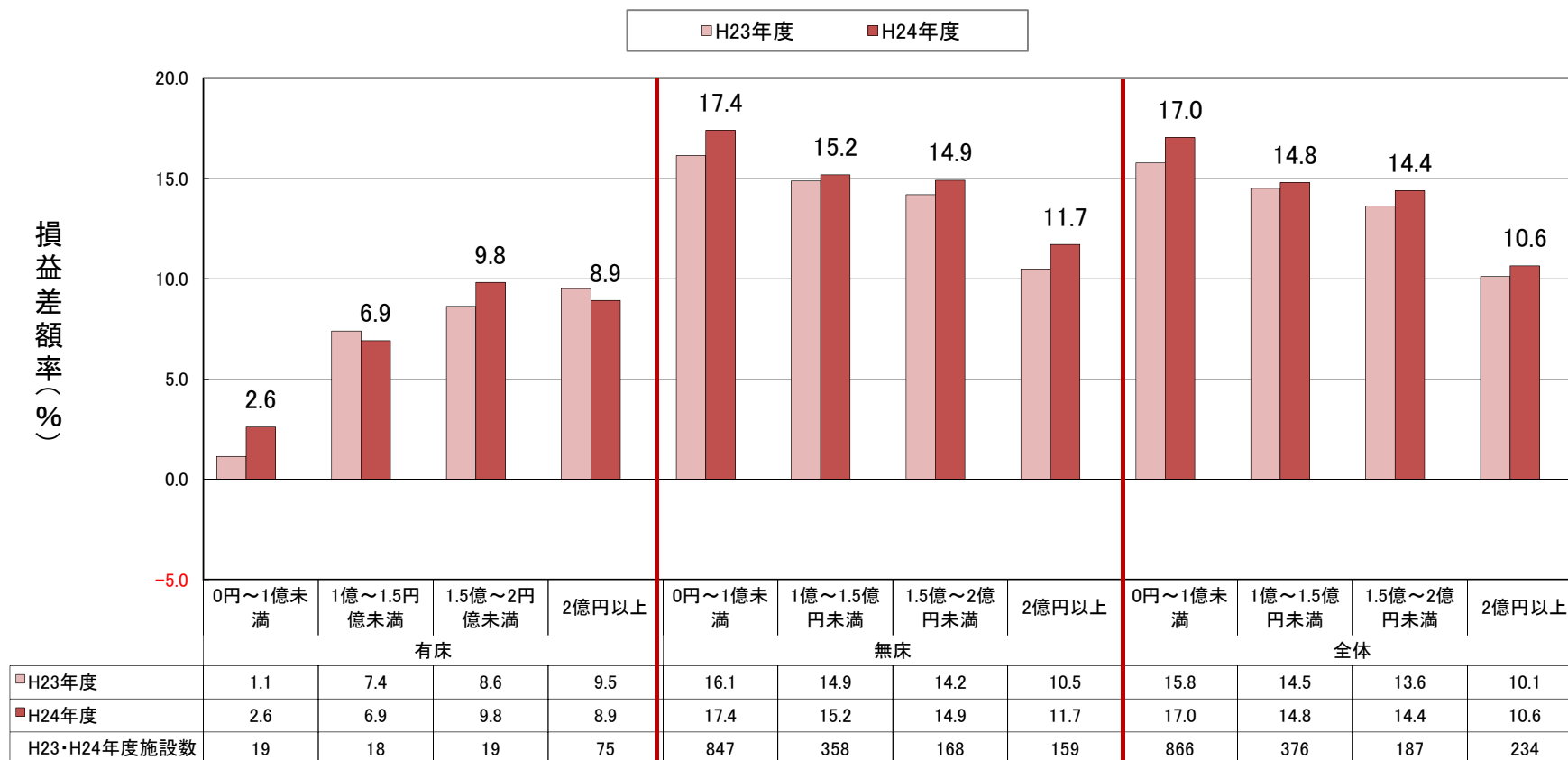


- 診療科ごとに損益差額率を見ると、全診療科において黒字である。
- 眼科・皮膚科・小児科等が個人・医療法人を通して比較的高い損益差額率となっている。

2. 医療機関別の分析

(2) 一般診療所

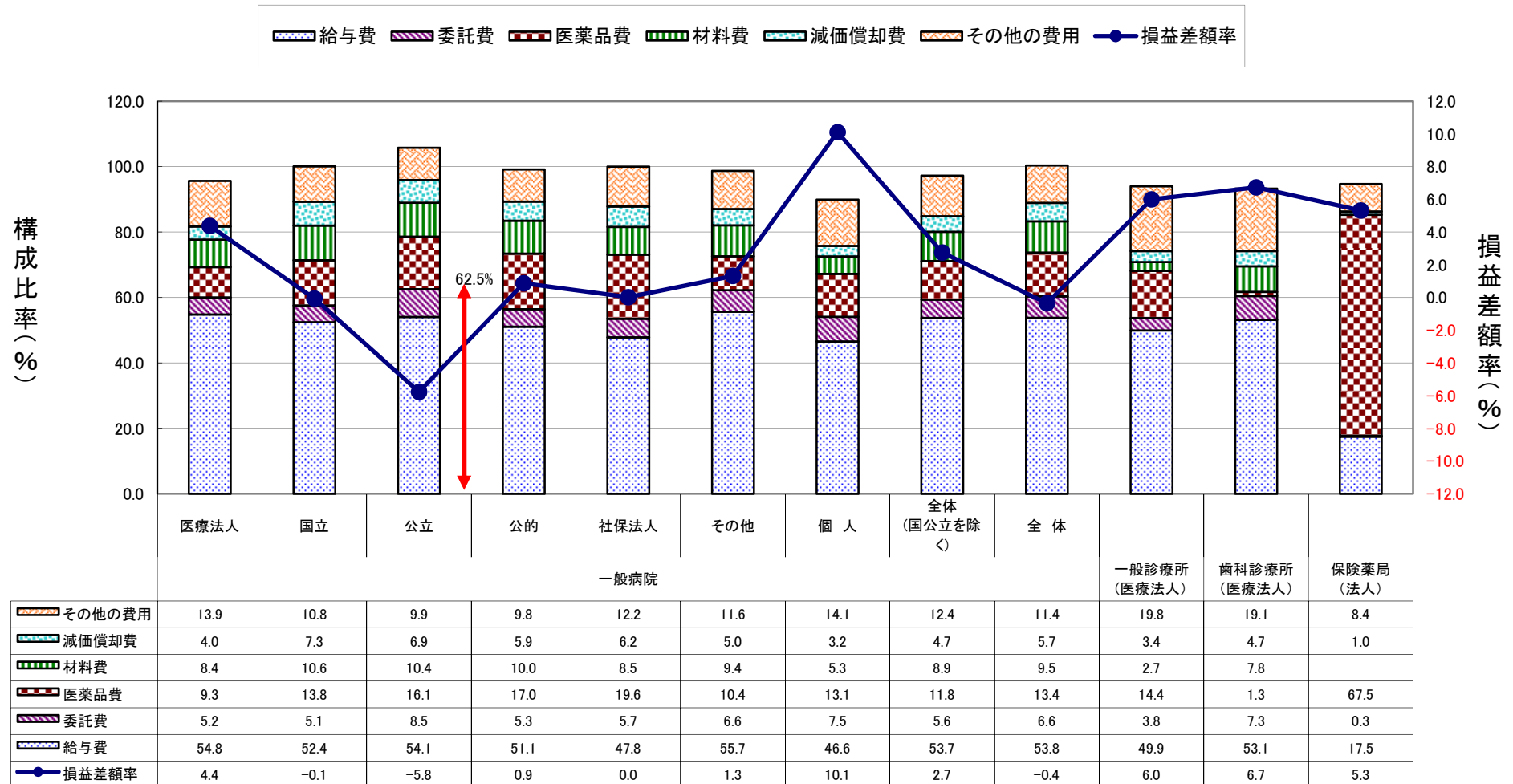
③ 収益規模別 損益差額率の経年変化 (H23～24年度)



○収益規模別に損益差額率をみると、有床・無床にかかわらずいずれの収益規模においても黒字である。
○無床診療所については収益規模が小さい方がやや損益差額率が高い傾向にある。

II 費用構造、付加価値額・率、労働分配率の比較

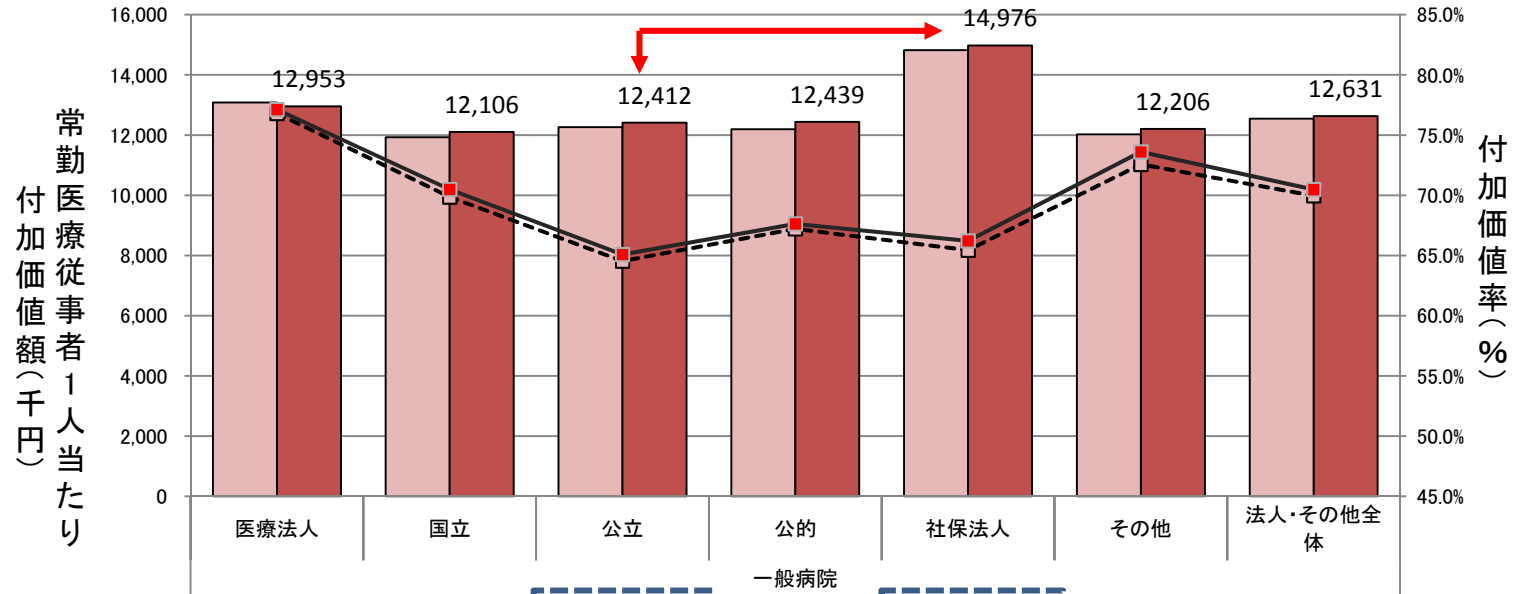
1. 医療機関別・開設者別 医業・介護費用の構成比率と損益差額率(H24年度)



○一般病院全体の給与費率と委託費率の合計が60.4%であるのに比べ、公立は62.5%であり、開設主体別中で最も高い(前回調査時に比べ5ポイント程度低下)。
○公立の医薬品費率や材料費率も公的、社団法人に次いで高い状態である。

2. 付加価値額・率

(1) 一般病院・開設者別 常勤医療従事者1人当たり付加価値額・率(H23~24年度)



	医療法人	国立	公立	公的	社保法人	その他	法人・その他全体
常勤医療従事者1人当たり付加価値額 H23年度	13,085	11,931	12,265	12,192	14,822	12,023	12,547
常勤医療従事者1人当たり付加価値額 H24年度	12,953	12,106	12,412	12,439	14,976	12,206	12,631
付加価値率 H23年度	76.8%	69.9%	64.5%	67.2%	65.4%	72.6%	70.0%
付加価値率 H24年度	77.1%	70.5%	65.1%	67.6%	66.2%	73.6%	70.5%

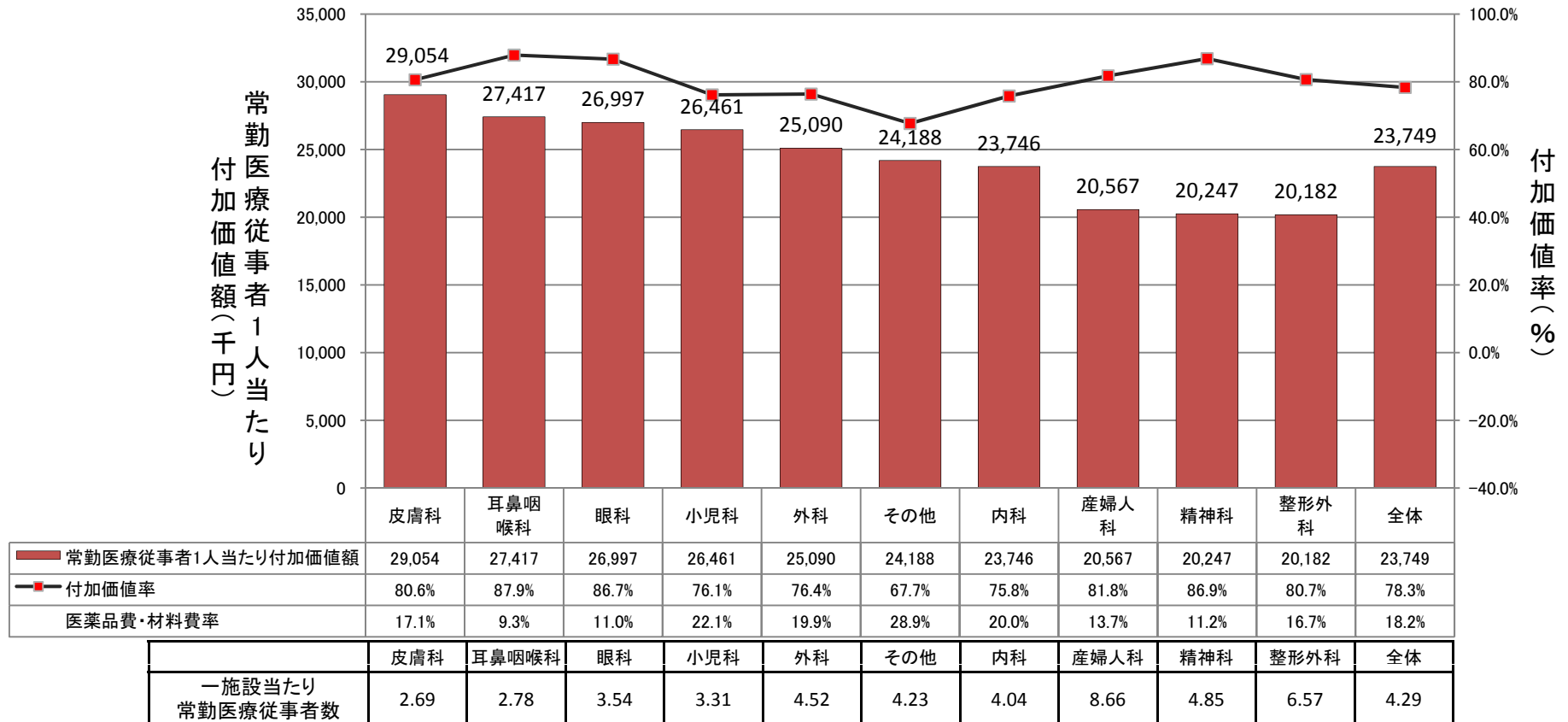
	一般病院							
	H23年度	H24年度	H23年度	H24年度	H23年度	H24年度	H23年度	
100床当たり 常勤医療従事者数(人)	77.11	78.85	88.30	90.53	102.54	104.48	117.06	119.26
常勤医療従事者 1人当たり収益(千円)	17,038	16,796	17,078	17,174	19,003	19,071	18,139	18,393
					22,650	22,617	22,650	22,617

○公立と社保法人は、100床当たり常勤医療従事者数が同水準であるが、常勤医療従事者1人当たり収益の差が大きく、付加価値額には256万円の差が出ている。
 ○医療法人の100床当たり医療従事者数は開設者中で最も少なく、常勤医療従事者1人当たり収益も高くはないが、付加価値率が高いこともあり、常勤医療従事者1人当たり付加価値額が社保法人に次ぐ数値となっている。

注)1. 本分析では付加価値額=収益-(医薬品費+材料費+委託費)と定義している。
 注)2. 付加価値率=付加価値額÷収益

2. 付加価値額・率

(2) 一般診療所(全体) 主たる診療科別 常勤医療従事者1人当たり付加価値額・率(H24年度)

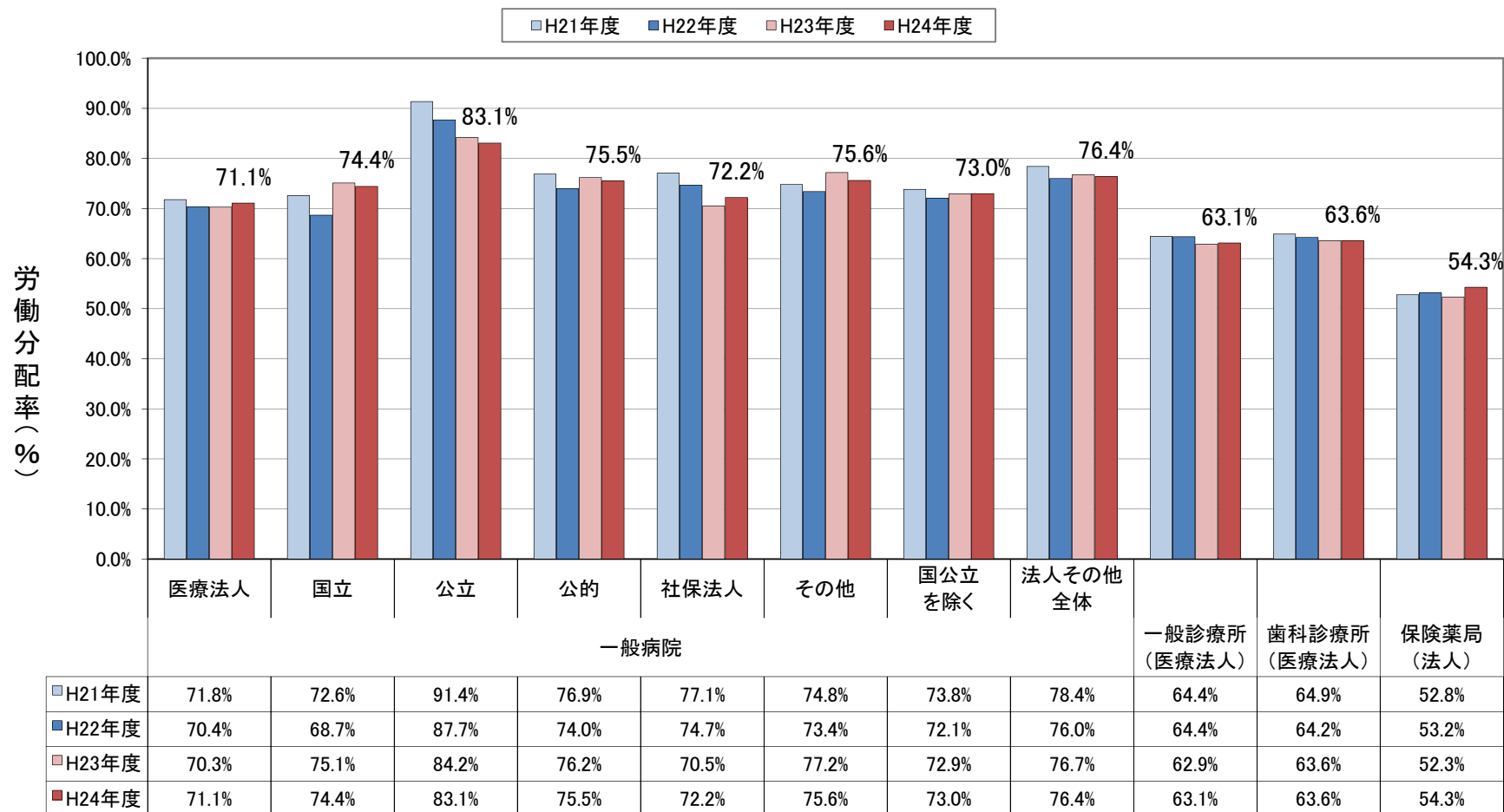


○損益差額率が比較的高い皮膚科・耳鼻咽喉科・眼科は、常勤医療従事者1人当たり付加価値額でも高い数値を見せている。これらの診療科は、医薬品費率や材料費率が低く(例えば耳鼻咽喉科では医薬品費率と材料費率合計で9.3%(H24年度))、かつ少ない医療従事者数で運営していることから、1人当たりの付加価値額が高く、利益を出しやすい収益・費用構造になっている。

注)1. 1施設当たり常勤医療従事者数に一般診療所(個人)の院長は含まれていない。

3. 労働分配率

(1) 医療機関別・開設者別 労働分配率の経年変化(H21～24年度)

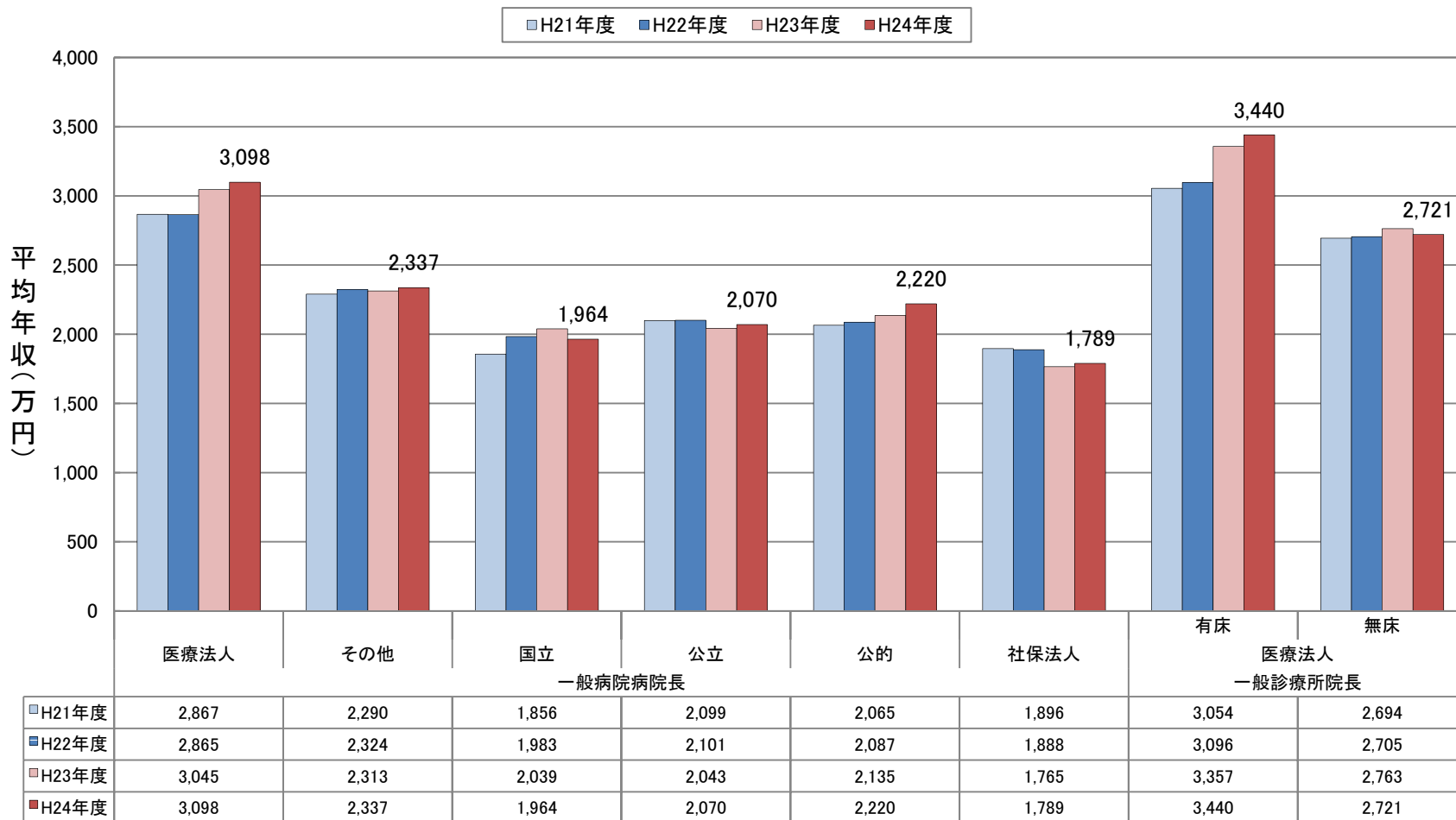


○労働分配率を開設者別に見ると、公立が最も高い。H21年度以降減少傾向であるが、付加価値額の80%以上を給与費に充てている。

注)1. 労働分配率とは、生み出した付加価値額のうちどの程度を給与費に充てているかを表した指標であり、本分析では労働分配率＝給与費÷付加価値額。

4. 医師給与の比較

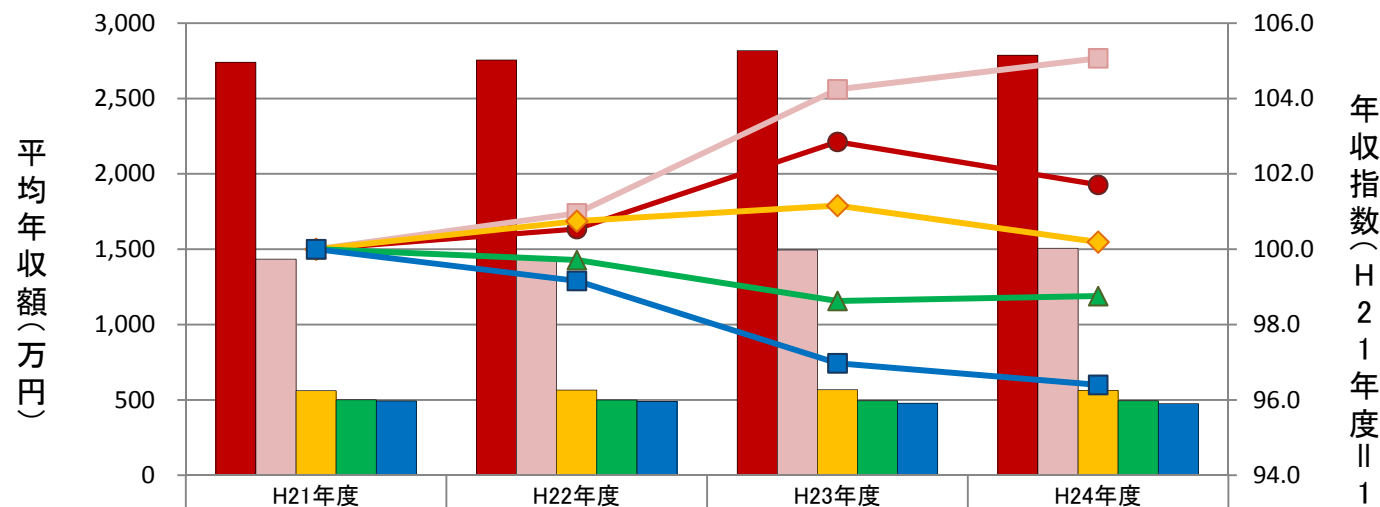
(1) 一般病院病院長(開設者別)と一般診療所院長の平均年収比較(H21～24年度)



○有床一般診療所(医療法人)院長の平均年収は、H24年度で3,440万円となっており、H21年度からの増加率は12.6%である。

4. 医師給与の比較

(2) 一般診療所院長(医療法人)と一般病院の主な医療従事者の平均年収比較(H21～24年度)



	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
一般診療所 院長 平均年収額(万円)	2,741	2,755	2,819	2,787
一般病院 医師 平均年収額(万円)	1,434	1,448	1,495	1,507
一般病院 薬剤師 平均年収額(万円)	561	565	568	562
一般病院 看護職員 平均年収額(万円)	501	499	494	495
一般病院 医療技術員 平均年収額(万円)	493	489	478	475
一般病院 医師 平均年収指数(H21年度=100)	100.0	101.0	104.2	105.1
一般診療所 院長 平均年収指数(H21年度=100)	100.0	100.5	102.8	101.7
一般病院 薬剤師 平均年収指数(H21年度=100)	100.0	100.7	101.2	100.2
一般病院 看護職員 平均年収指数(H21年度=100)	100.0	99.7	98.6	98.8
一般病院 医療技術員 平均年収指数(H21年度=100)	100.0	99.2	97.0	96.4

○一般診療所(医療法人)院長の年収はH21年度からH24年度までの間に1.7%増、一般病院医師の年収は5.1%増となっている。

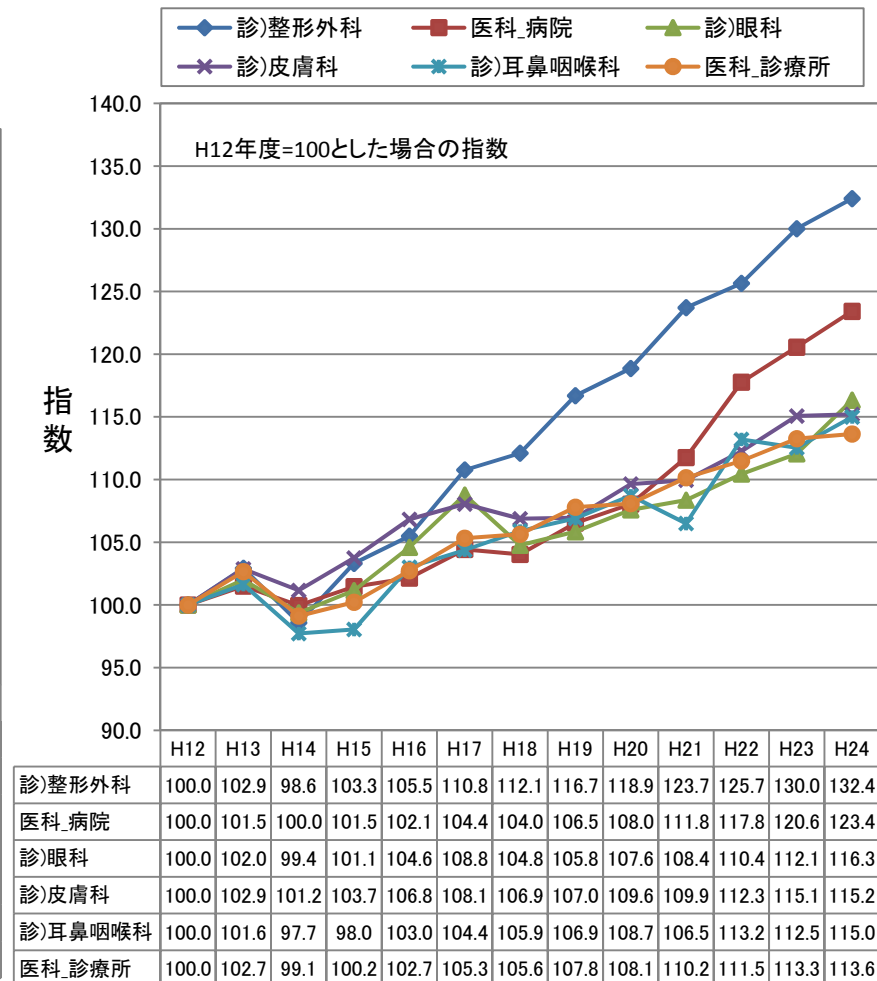
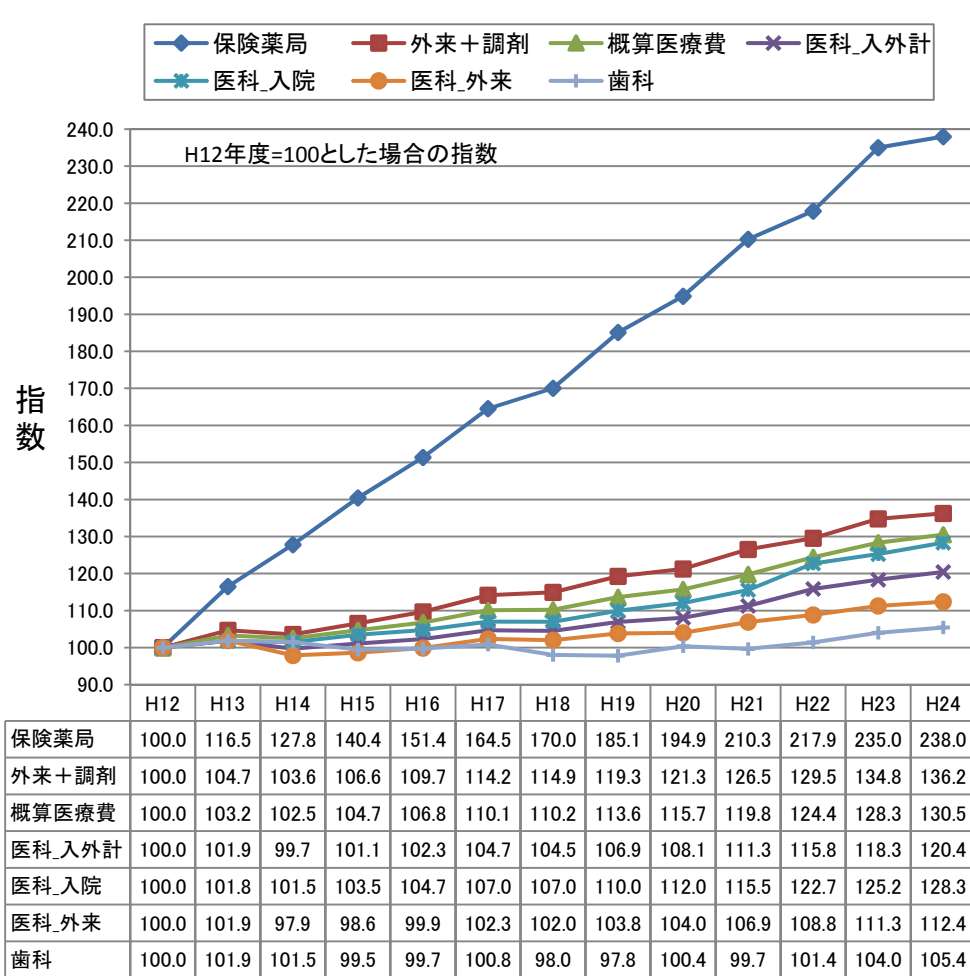
○一般病院(全体)の医師以外の主な医療従事者の年収は、薬剤師が0.2%増でほぼ横ばい、看護職員は1.2%減、医療技術員は3.6%減となっている。

Ⅲ 次回調査に向けた意見

- 今回の調査は年度データのみであったが、有効回答率は一般病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局ともに50%台にとどまり、診療科の区分によっては3施設未満の集計もあった。今後も、有効回答率の向上に向け、調査手法等の工夫が必要と考える。
- 病院の集計1において開設者別の有効回答施設数と全国の開設者別施設数を比較すると、有効回答における公立病院の割合は実際の施設数に占める割合に比べて高く、公立病院の影響が結果に大きく出てしまっている。全体値については、既存の計算方式以外に、全国の施設の構成比に応じた加重平均による算出等も併せて公表すべきである。

IV 参考資料

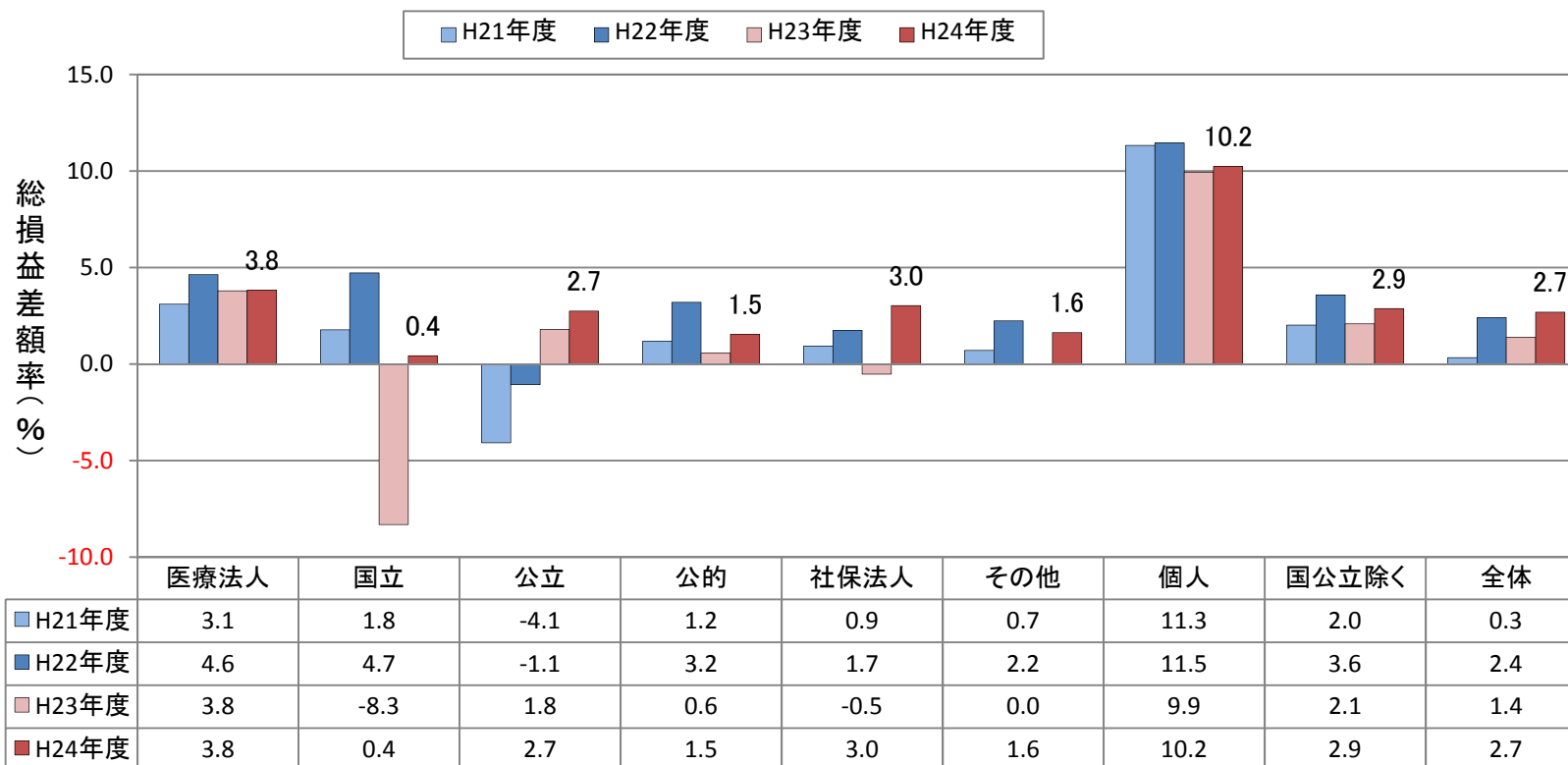
1. 概算医療費の長期推移(H12年度=100とした場合の指数の推移。H12~24年度。)



- 概算医療費はH12年度からH24年度の間、30.5%増加し、医科全体では20.4%増加。
- 伸び率が最も高いのは保険薬局(調剤)で、約2.4倍に拡大している。
- 医科外来の伸びは12.4%と医科入院の伸び28.3%に比べて低いが、この間に院外処方が進んだこともあり、外来と調剤を合わせた分で見ると36.2%増加し、医科入院の伸びを上回る。
- 病院の伸びは23.4%、診療所は整形外科が32.4%、眼科が16.3%、皮膚科が15.2%、耳鼻咽喉科が15.0%と、それぞれ診療所全体の伸び(13.6%)を上回って伸びている。

注)1. 厚生労働省 概算医療費データベース(医療機関種類別)の年次データを用いた。

2. 一般病院 開設者別 総損益差額率の経年変化(H21～24年度)



一般病院		医療法人	国立	公立	公的	社保法人	その他	個人	国公立除く	全体
その他の医業・ 介護収益の 構成比率(%)	H21年度	2.2	2.6	14.4	3.5	5.1	3.4	1.2	3.0	6.1
	H22年度	2.3	2.2	14.7	3.2	3.5	2.9	1.3	2.7	6.0
	H23年度	2.2	5.9	14.5	3.6	2.6	3.2	1.4	2.7	6.9
	H24年度	2.2	5.9	13.8	3.2	6.7	3.0	1.5	2.8	6.8

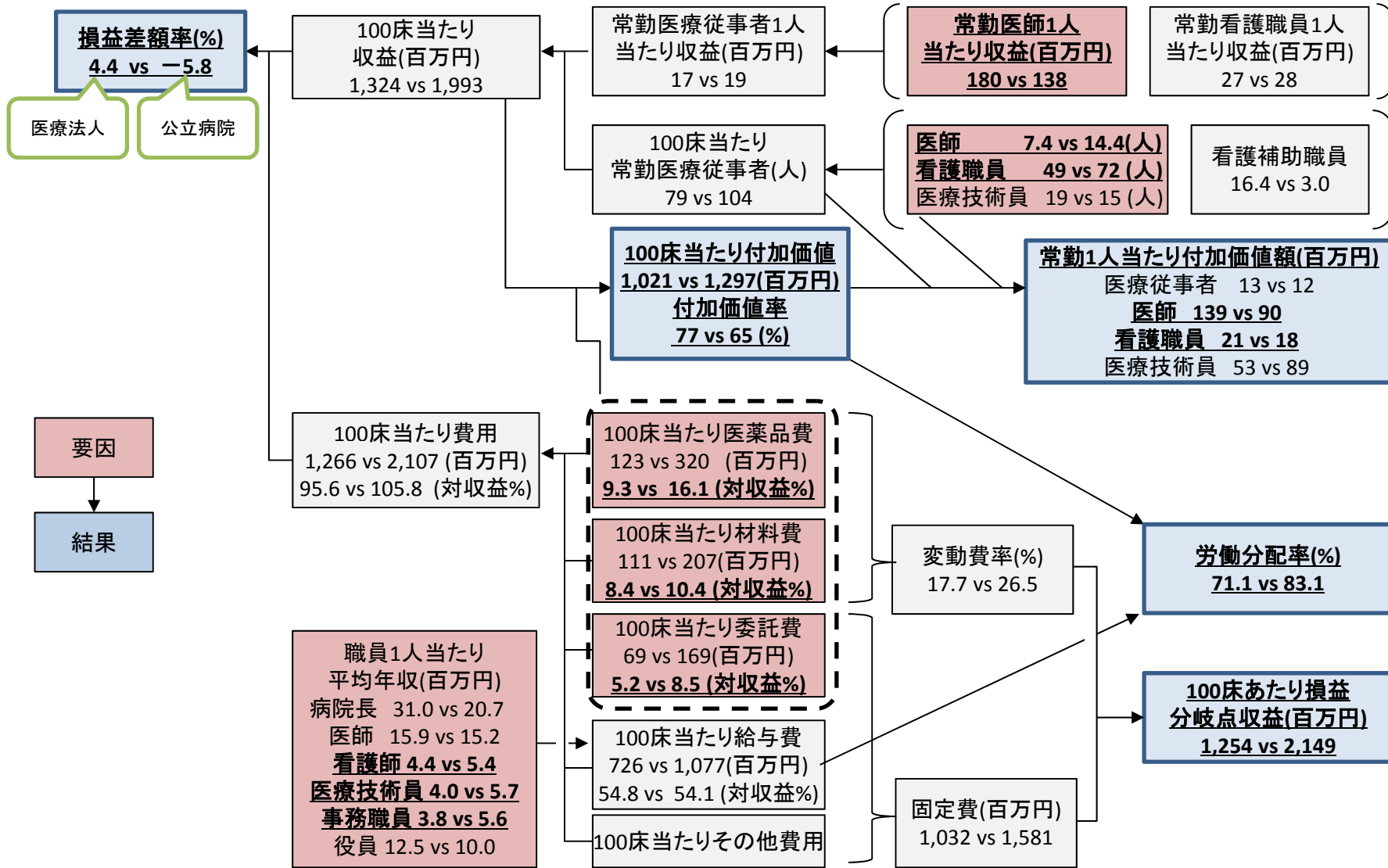
○一般病院の総損益差額率(補助金・負担金や金利などの「その他の医業・介護収益」および「その他の医業・介護費用」を含めた総損益差額の収益に占める割合)を見ると、H24年度は全ての開設者において黒字となっている。

○特に公立は、一般病院全体と同等の2.7%となっている。

注)1. その他医業・介護収益は、受取利息、配当金、補助金、負担金等の収益である。

2. 総損益差額率は、(損益差額+その他医業・介護収益-その他医業・介護費用)÷収益で算出している。

3. 一般病院の医療法人と公立病院の経営指標比較(H24年度)



生産性の視点

コストマネジメントの視点

- 公立病院は医療法人に比べ100床当たりの常勤医療従事者が多く(医療法人79人 vs 公立104人)、常勤医師1人当たりの収益が少ない(同180 vs 138(百万円))。
- 収益に占める医薬品・材料・委託費の割合も公立病院の方が高い(同77 vs 65 (%))。
- 看護師・医療技術員・事務職の給与単価は公立病院の方が年間100万～180万円ほど高い。

注)1. 厳密には委託費の中には変動費的なものも含むが、本分析では固定費として扱った。

V 注釈

○一般病院の集計

- DPC対象病院の開設者別、病床規模別の損益データは、H22年度以前は集計していない。

○一般診療所、歯科診療所、保険薬局の集計

- 一般診療所の収益規模別の損益データは、H22年度以前は集計していない。
- 一般診療所の主たる診療科の内訳：内科は内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科（胃腸内科）、腎臓内科、神経内科、糖尿病内科（代謝内科）、血液内科、感染症内科及び心療内科である。外科は外科、呼吸器外科、循環器外科（心臓・血管外科）、乳腺外科、消化器外科（胃腸外科）、気管食道外科、形成外科、美容外科、脳神経外科及び小児外科である。産婦人科は産婦人科、産科及び婦人科である。その他は泌尿器科、肛門外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、アレルギー科、リウマチ科、病理診断科、臨床検査科及び救急科である。

○開設者の定義

- 「国立」とは、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、その他（国の機関）が開設する病院である。
- 「公立」とは、都道府県立、市町村立、地方独立行政法人立病院である。
- 「公的」とは、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会などである。
- 「社会保険関係法人」とは、全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合などである。なお、本分析中では「社保法人」と省略する。
- 病院の「その他」とは、公益法人、社会福祉法人、医療生協、社会医療法人、その他の法人などである。
- 一般診療所および歯科診療所の全体の集計は、個人と法人の合計に加えて、その他（市町村立、国民健康保険組合、社会福祉法人、医療生協など）を含む。

○病院機能の定義・集計

- 「こども病院(小児総合医療施設)」とは、「小児・青年の高度な包括的な医療を目的として設立され、その設立の目的にしたがって運営される施設」として、日本小児総合医療施設協議会が認めた施設をいう。
- こども病院からは特定機能病院を除いている。
- 「特定機能病院」とは、医療法第4条の2の規定により、特定機能病院として厚生労働大臣の承認を得ている病院である。
- DPC対象病院からは、特定機能病院、こども病院(小児総合医療施設)を除いている

○職員の職種に関する用語定義

- 「看護職員」とは、保健師、助産師、看護師、准看護師である。
- 「医療技術員」とは、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士など医療に関わる専門技術員である。
- 「看護補助職員」とは、看護師、准看護師などの資格を持たない看護補助者(介護者)である。
- 「医療従事者」を本分析では、院長、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、医療技術員、歯科衛生士、歯科技工士とした(看護補助職員は含まない)。
- 「医師」を本分析では、院長、医師、歯科医師とした。

○収益・費用・経営指標等に関する用語

- 損益差額とは、収益から医業・介護費用(保険薬局は費用)を差し引いた額である。
- 総損益差額率とは、損益差額にその他医業・介護収益を足し、その他医業・介護費用を差し引いた額を収益で除して算出している。
- 個人立の病院の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
- 給与費には、常勤職員および非常勤職員の給料、賞与、退職給付引当金繰入額又は退職金支払額、法定福利費を含む。
- 給料(本俸又はこれに準ずるもの)には、扶養手当、時間外勤務手当、役付手当、通勤手当等職員に支払ったすべてのものが含まれる。